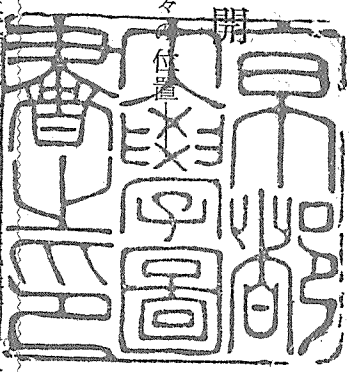


1077366
昭和33.6.23

神統譜の展開

氏族系譜と神々の位置



上田正昭

東洋史研究会寄贈

〔要約〕 記祀神統譜の最終的完成期が、天武朝をピークとする七世紀後半より八世紀初葉の時期である事は、多言を要しない。しかしそれ以前に神統譜の形成がなかつたわけではない。実は世襲王制の確立と発展の中で、系譜が文字化し、ヤマト朝廷の危機と昂揚の中で、皇室系譜を中心とする、各氏族系譜の統一がなされていったのである。従つて五世紀より七世紀前半までの神統譜の成立期が改めて検討される必要が生ずるわけだ。本研究は、これを氏族系譜における「今」の問題を中心に追究し、その成立期を三つの時期に推定し、神統譜の出発点をなす神々の問題より、更にその上限と下限の問題を推し進めんとしたものである。主として記祀の氏族系譜及びタケミカヅチ神と中臣氏、及びアメノヒナトリ命と出雲氏の問題を取扱つたが、六世紀後半より七世紀前半にかけての時期が、神統譜の定着化を考察する上で、きわめて重要な時点であり、それが宮廷儀礼と関連する所がある事を明らかにしたつもりである。こうした神統譜展開の複雑さが、ヘーシオドスの神統紀等とは質的に性格を異ならしめる所以でもある。

一 神統譜の性格

ヘーシオドスの神統紀等とは、その成立事情を異にし、性格も亦本質的に違ふ事をまず注意すべきである。

ここに神統譜とよぶのは、古事記及び日本書紀の中に、皇室系譜を中核として集中的に表現されている各氏族系譜、及び此等を支えている説話群をいうのである。従つてそれは、日本的な神統紀であるといつてよい。しかしそれが、統一し、天地創造より神々の支配までのプロセスを、きわめて形而上学的にまとめあげた一種の英雄叙事詩である。確かに記祀の神統譜も亦、天地開闢より神々の後裔の支配確

立まてを、高天原の神系を中心に見事にまとめあげている。だがヘーシオドスが一詩人として、詩人の精神を作品の表面に浮かび上らす事に成功し、英雄叙事詩としての価値を有する事情とは、記紀のそれは、成り立ちと構成内容を異にしている。

いうまでもなく古事記や日本書紀の成立は、八世紀初葉の事である。そしてその最終的モディファイケーションの試みられたのは、壬申の乱後の天武朝をピークとする七世紀後半であった。デスポテックな政治の昂揚の中で、官廷史局を中心に編纂された古事記は、むしろ帝王書（天皇の御事）の性格を荷い、日本書紀は官撰史書の性格を有している。しかしヘーシオドスの神統紀との相違は、単に政治的であり、英雄叙事詩的でないという事のみはとどまらない。

実は七世紀後半以前に既に両書の原型は、ある程度成書化しており、神統譜も亦王権や豪族等の族長権世襲の中で形成されているからである。その意味では、記紀神統譜の方がより現実的であり、より歴史的であるといひ得るであろう。少くとも系譜の意義は、財産権と祭祀権が、一定の継承者を中軸に世襲せらるる時より始り、文字の使用と共に

に比較的早く成文化したと考える方が適當である。従つて日本の場合には、肥後江田古墳太刀銘にみるように、五世紀中葉既に王の治世の事が見えており、又宋書倭国伝における倭の五王の系譜の如く、明確に王権の世襲が確立しているのであるから、遅くとも五世紀の頃よりは、ある程度系譜の成文化が行われていたと考えられる。そして三―五世紀におけるヤマトの王権の拡大は、既にヤマト王権を主軸として、服属した族長等の系譜を、宮廷儀礼の整備の過程において中央に集中化し、一祖多氏（一祖多氏）の方向を辿りつつあつたと思われる。宮廷の寿詞が、天皇の大御命を言寿ぎ、神宝を献上する従属の誓であり、大嘗会や国造新任の際の奏上が、その確認であつたように、王者の死や王権継承者の交替の時に行われる宮廷儀礼の場にあつて、改めて神統が主張され、服属の必然性が系譜を通じてなされたのも当然の事であつた。

推古紀廿年二月の条には、次の如き興味ある記事を記している。即ち皇太夫人堅塩媛の改葬に當つて、

「第一阿部内臣諱三皇之命、則奠靈明器明衣之類万五千種也、第二諸皇子等以三次第一各諱之、第三中臣官地

連鳥摩侶誅^二大臣之辭、第四大臣引率八腹臣等、便^三境部臣麻理勢^二令誅^二氏姓之本^一」

と見えるわけである。ここに天皇の命の誅が見えるのは、皇太夫人である為であろうが、敏達紀以後に見える殞官の誅辞奏上記事によれば、天皇の場合にはだいたい皇太子・諸皇子・大臣・大連・群臣等が誅を奏したようである。と

ころでこの史料が興味深いのは、諸皇子が「以^三次第^二」誅した事であり、境部臣が「氏姓之本」を誅した事である。この場合の次第が、系譜を中心とするものであった事は、持統紀二年十一月の条にみえる「次第」の誅が、騰極之次第一古云^二日嗣^一であり、皇位の継承に関する系譜的なものであったのを見ても解る。勿論それは、諸皇子の誅であるから、舒明紀十三年十月の東宮開別皇子の誅や、皇極紀元年十二月の息長山田公の日嗣のそれとは相違するものであったと思われる。「氏姓之本」というのは、引率者が蘇我大臣であり、奏上者が弟境部臣である所から見て、恐らく蘇我一族に関する系譜であったと考えられる。

こうした推定を他の面より一層有力化する史料がある。記紀の神統譜にその前提があつたことは、景行天皇記に、

「凡此大日子天皇之御子等所^レ録廿一王不^レ入記五十九王」とあつて、古事記が、成書化せる系譜を参照したことを見ても明かである。又欽明天皇紀三年三月の条に注記して「帝王本紀多有^二古字^一」と述べ、又顕宗天皇即位前紀に「譜第曰」として皇子・皇女の系譜を記しているが如き、日本書紀も亦ある程度成書化せる系譜を原史料とした事は否定できないわけである。記序文が「諸家所宣帝紀及本辭」というのも、成書化せる帝紀及び本辭をいうものに違いない。上官聖徳法王帝説が「但案帝記云」と引用するのも、又神名の文字表示や詠の中に、特殊の用字法が見出されるというの^④も、成書化せるものの先行を考えなくては理解できない事である。

記紀の原史料ともいべきものに帝紀と本辭があつたことは、記序文や天武紀によつて知られているが、その帝紀の部分^⑤が、天皇名・皇居・治天下・治世年数・后妃・室算・崩御・山陵等であり、本辭が氏族系譜及び傳承を内容とする散文と歌謡である事も、周知の所である。ところでこうした帝紀及び本辭の根底をなす神統譜が、ヤマトの王権を中心に集中化したのは、いったいどの頃であつたのか。

そしてその展開過程は、如何なる古代史の發展と対応するものであるのか。この点をより正確にする事は、単にヘーシオドスの神統紀との差異をはつきりさせるばかりでなく、原古事記・原日本書紀の姿を浮彫する足場ともなり、又同時に古代王権の本質を論証する手掛りともなるものである。

二 神統譜の成立期

我々が神統譜の成立期を確める方法としては、現在残されている記紀伝本の校合の上に、そこに見える系譜関係の内部から掘り下げてゆく方法と、系譜を直接に示すものではないが、各氏族の祖先等が、どのような形で、記紀説話群の中に位置を占めるかという問題から探り当ててゆく方法がある。無論帝紀的部分のみを独立的に、あるいは本辞的部分を重点的に研究する事も必要ではあるが、神統譜の問題を論じる時は、とりわけ前二者の方法が、最も直接的なものではないかと考える。

ここてまず系譜関係の内部より考察する。この場合成立期を問題とする時、およそ次の二つの方法が最も手近な足

場となる。その一つは、系譜に見える姓が、天武八色姓以後の新姓を意味するものか、どうかを確めてゆく方法であり、その姓の与えられた時点より前後関係を見定めてゆくものである。他の一つは、「今」という明確な現在を意味する用語の時期を明かにしてゆく方法であり、その点から系譜が、記紀の中に位置づけられた時又は「原」なる古事記・日本書紀の成立期を推考する方法である。此の外にも用字法や内容（土俗・外交・思想等）より検討する方法があるが、後者の場合が、前者に比して相対的である事は免れ得ない。

ところで此等の方法を採用する時、大いに注意すべきは、部分を以て全体を論じない事であり、神統譜の性格が、王権の昂揚と危機の中で、幾度か積み重ねられてきたという事実を忘れない事である。現象的理解による結論は、ここでも大きな誤謬の因となる。

戦後の記紀神統譜の研究の中で、最も大胆な意見は「書紀より古事記へ」という見解^①であった。この論者の鋭い着眼は、新しい問題を提起しているが、神統譜の性格を一律に論定しようとする所に大きな難点がある。他の部分につ

いても大いに異論があるが、必要な限りでいえば、古事記の氏姓が「書紀のに比較して著しく天武十三年頃の天下万姓といわれるものに近い」とする見解や、古事記の氏族組織が「日本書紀のそれをこえて新撰姓氏録のそれに近い」等とする結論は、尚早の感がある。なぜなら書紀に見える氏姓の中には、やはり天武賜姓後のものが存在し、古事記の氏族が、多数皇室と同族的系譜関係を有している事の背後には、古事記の神統譜が、一祖多氏の系譜の原則を貫き、書紀の神統譜が、一祖代表氏の関係を表示する事によるものであるからである。例えば、欽明紀十四年六月の条にある「今船連之先也」という場合の「今」は、既に述べた事があるように、天武紀十二年十月、船史が船連を与えられた後の「今」を意味するものである。書紀の中にも、天武賜姓と関係あるものが存在している事を証するものである(後述参照)。又皇室との系譜関係が、書紀の方において氏族数が少ないのは、書紀系譜記事が孝昭紀六十八年の条の如くに「天足參国押人命此和珥臣等始祖也」のいわゆる複数を意味する等を用いており、代表氏を以て当てている場合が多いからである。この事は、古事記の系譜が、管見にの

ぼった二〇八氏の中、「等之祖」の形式をもつものが七八氏^⑧であり、全体の三二・六%強にしかならないのを見ても明らかであり、書紀の書法が、等を以て省略法をとったことは、欽明五年三月の条に「等者謂吉備弟君臣、河内直等也」と註記しているのを見れば判然とする。従つて系譜関係記事の中には、天武八色以前のものとそうでない以後のものがあり、記紀ではその書法に相違のある事をあらかじめ留意する必要があるわけである。まして応神紀十九年十月の条に、国樞の事を記して(1)「其土自_レ京東南之」とあるからとるので、京より東南の京が、国樞の地よりいつて平城京ではなく、飛鳥京であり、垂仁紀二年十月の条に、(2)「其二国之怨、初起_ニ於是時_也」とある所から、二国即ち新羅及び任那の争いが深刻化した時に相応しいのは、継体より推古の間であるとし、更に神代紀の一書に(3)「諱_ニ負_ニ東草_一以入_ニ他人家内_一、有_レ犯_レ此者必償_ニ解除_一、此太古之遺法也」とするのは、大化二年の詔によつて「解除」が禁止される以前であつたと論じて、原日本書紀の記定の時期を推古朝と断定された事には、論証上猶説得力を欠くものがある。最近右の結論を是として、推古朝記定を確立せ

んとする論がでつつあるのを見る時、一言せざるを得ないものがある。

第一の論点についていえば、京より東南の京は、飛鳥京ばかりでなく、藤原宮も亦その地に当り、かりに飛鳥京であるとしても、飛鳥の問題の地方に皇居した天皇は、推古天皇以後天武天皇の間をとってみても幾代もあり、これを推古以前の京という為には、他の多くの論証が必要である。

第二点についても、書紀述作者達が、「是時」というのは、現実に深刻化している二国の争いを踏まえて、起源説明をしているのか、あるいは述作者達の知識にある二国抗争史にもとづく説明なのかまずその点が文の限りでは不明であり、かりに前者の場合と考えても、二国の問題は、大化以後も常に問題とする所であつて、大化二年二月の書紀の条には、「高麗・百濟・任那・新羅並遣使貢獻調賦」とあつて任那の調賦を述べている事や、有名な天智紀二年の条に記す百濟救援の失敗、征新羅軍の敗北等の事も、二国の問題が朝廷外交の関心事であり、特に任那回復は、切実な課題であつた事を思えば、この記事の背景をなす時代はかなり広い範囲とならざるを得ないわけである。第三の問題にしても、

政府の禁止令にも拘らず、祓は民間習俗として生きており、又この時に禁じた「愚俗之染」なる解除の内容と天つ罪の内容とは必ずしも一致しない点を注意しなければならぬ。

このようにみると、形式論理によつてはわりきれない複雑なジグザクのコースが考えられなければならない事が、次第に明らかとなつてくる。原日本書紀や原古事記の定着時の判定の困難と定義の難しさも、それが王権の止揚と宮廷儀礼の整備のプロセスで、繰返し積み重ねられたものであることによる点が多い。そこで一応の見透しを、姓によつて立てた上で、これを神統譜をめぐる説話群の中から探つてゆく方法をとるわけである。(この場合、単氏姓より複氏姓への氏姓の分裂は、一応考慮する)

記紀の書法においては、「今」及び此に類するものとして次のようなものがある。即ち第一の用例①としては、明らかに現在を意味する今の用法によるもの、「所謂黄泉比良坂者、今謂出雲国之伊賦夜坂」(記・神代卷)「今在美濃国藍見川之上、喪山是也」(紀・卷二)等の例の如きもの。第二②は「今」という字は用いてはいないが、「此」又は「是」の用字によつて、現在を意味する「今」に近い

意味で用いられている場合である。「此則筑紫胸肩君等所祭神是也」(紀・卷一)「此三柱神者、胸肩君等之以伊都久三前大神者也」(記・神代卷)の如き例のもの。第三◎は、「縁」とか「太古之遺則」等の用語によって、現在を起源的に説明する書法である。例えば「世人夜忌_二一斤之火、又夜忌_二擲櫛_二此其縁也」(紀・卷一)、「必憤_二解除_二此太古之遺法也」(同上)とか「故其伊邪那岐大神者坐_二淡海之多賀_二也」(記・神代卷)等の如きものである。

神統譜の問題を右の三例の中に求めると、系譜関係の中には、④の用例の者と⑤の用例のものが多く、⑥の用例は、説明的となるので当然説話群中に多い。即ち④の例としては、垂仁紀卅九年十月の分註に「因以命_二市河_二令_二治_二、是今物部首之始祖也」とあるが如き、⑤の例としては、古事記上巻に、「天津日子根命者此出雲国造(中略)遠江国造等之祖也」とある場合等があげられるのである。特に⑥の「是者」「此者」によって系譜を語るものが非常に多いので、管見にのぼったものを整理すると、第一表(I)の如くなる。

此の表を見て誰もがすぐに気づくのは、「此」又は「是」

第一表(I)

	古事記	書紀
君	5	22
臣	4	14
連	2	5
国造	10	8
別	1	5
首	2	1
史	1	0
部	1	7
その他	3	1
計	29	63

(備考) 右の表中、直姓のものは国造の姓と思われるので、国造中に入れ、応神記の分註の如き「此阿知吉師者阿直史等之祖」等は、普通「阿知吉師者此阿直史等之祖」とあるものと大差ないものと認めて、その三例を生かす。又「此」と「今」の用例の重なるものは(II)に入れ、重複のものはその一をとる。

を冠して系譜を語るものが、一祖代表氏の形態を示す所の書紀の方に多いという事実である。此の点は、祖先系譜の氏族数においては、必ずしも書紀が多くないのに、こうした指示代名詞を付するものが多くあつて、系譜において、「今」を意識する度合が、書紀に圧倒的に多い事にもとづく。④の例が殆んど古事記になくて、書紀に多いのは、この事を証明する。書紀では「今」を系譜関係において明確に示すものは、管見の限りでは次の第一表(II)の如くである。

此の表をみて驚くのは、仁徳天皇紀卅八年七月の条に

第一表(Ⅰ)

	書紀
連	1
首	3
部	7
その他	10
計	21

「今淳田佐伯部之祖也」とあるように、この「今」の意識が、部民の問題についてきわめて強い事実

である。(Ⅱ)の表の「その他」も、いつてみれば、応神天皇紀十四年二月の条に「是今来目衣縫之始祖也」とあり、あるいは仁賢天皇紀六年の条に「今倭国山辺郡額田邑熟皮高麗、是其後也」とあるような、部民とみなしてよいものばかりであつて、「今」の注記の意義が改めて確認されるわけである。(Ⅰ)(Ⅱ)を通ずる特徴的な点は、君・臣・国造の層が多く、先に古事紀の氏族系譜の分析においても、本文分註合せて、だいたい君・臣姓が全体の五〇%以上のほる事を指摘した原則は、ここでも貫かれている事である。特に書紀における君姓の多数にのぼることは、重ねて注目すべきであろう。そして国造の分布が第一表(Ⅲ)の如く、その数においていくらか記が優るにも拘らず、その分布は紀の方が広汎であり、記紀全体における国造数は、古事記の方が多いのと対照的である。これは紀の記載方法が、系譜関係にあつては、より意識的に「是」「此」の字

第一表(Ⅲ)

国名	古事記	書紀
倭	1	
河内		1
山代		1
遠江	1	
武蔵	1	1
茨城		1
上総	3	
越		1
但馬	1	
出雲	1	
対馬	1	
筑紫		1
日向		1
讃岐		1
不明	1	
計	10	8

(備考) ここで対馬県直は、国造と兼帯のものと考えて計上する。

を用いている事に因る。従つて紀がすべてといつてよい程、ここに見える国造数がそのまま総数に近いわけだが、記では「此」の用字をも国造数は、総数の四〇%にすぎない。従つて全国造数では、逆現象となる。しかしそれにしても、④式のものにおいて、国造の分布範囲が南海、西海両道にも紀の系譜が及んでいる事を注意しておきたい。

かくて愈々一応の姓を中心とする神統譜について結論をだす段階に入ったと考える。これを要約すると、概ね次の如くである。

1 「今」及「此」等の用字を用うる系譜を中心に考察すると、大化前代に成立したと思われる系譜とそれ以後——特に天武賜姓以後のものと考えられる系譜とが混在

してゐるが、その大部分は、天武新姓賜与以前の旧姓を系譜記事に使用している事。

① 凡河内直、山代直、胸方公、土師連、額田部連、文首、美濃連、等臣、膳臣、下道公、坂田公、丹比公、猪名公、三輪君、鴨君、当麻公等、いずれも系譜記事は旧姓を用いており、天武十年より同十四年にかけて賜与された新姓を無視している事。例天武十年新姓連となつた凡川内、山代両氏は、神代紀本文の分註では「天津彦根命是凡川内直、山代直等祖也」とあり、又膳臣は、天武十三年朝臣の姓を賜つたに拘らず、依然孝元記に「比古伊那許士別命此者、膳臣之祖也」とある等、枚挙に遑もない程である。

② 新姓を用いるものもある事。例欽明紀十三年の「今船連之先也」は、天武十二年船史が新連を得た後に書かれる得るものであり、こらしたのも若干はあるが、垂仁紀卅九年の「是今物部首之始祖也」の分註の如く、天武十二年の新姓を物部首の氏が、与えられる以前のものを「今」として語つてゐるものが多い。

2 国造、部民関係の系譜が比較的詳しく、大化以後の遺

制又は復活の反映と見るよりは、その「今」及「是」は、現実に生きてゐる国造、部民制の反映と見られ、特に書紀関係系譜は、第一表(Ⅱ)及び(Ⅲ)における説明の如く、現在の観点より記入されている事。

① 垂仁紀五十一年の「是今播磨、讃岐、伊豫、安芸、阿波、凡五国佐伯部祖也」とある「今」は、少くとも舎人部や靱負部が、官司制の中で発達してくる以前、又は同時代のものであり、律令官司制の中で存在しない所から考えても、又その組織が同伴、佐伯等の私有民的なものである事から推しても、その盛期は「五世紀の後半六世紀の初めより後ではない」という見解が適當である。(特に伊予及び安芸の佐伯部は、後の記録に見えず、五国佐伯部は、佐伯部分散以前の事と考えられる)

② 国造制が、国造・県主という行政区の首長の意味をもつて発展するのは、六―七世紀で、大化以後ではない事は明らかであり、書紀においてすら、西海、南海両道の国造系譜を記している事(第一表Ⅱ)は、その成立期が、初期のクニ・アガタでもなく、又大化以後の時期のものでない事を示すものがある。

③ 第一表 (I) に見るように君・臣・連姓の系譜が多く、

「諸家所齊帝紀及本辭」の諸家の実態を全系譜関係より推してもほぼ掌握する事ができる事。及びこの中壬申

の乱後活躍する氏族が多く含まれており、賜姓記事と

も関係深い事実と共に、古い氏族も亦含まれている事^⑭。

以上の諸点を考慮して判断すれば、神統譜の成立期とし

ては、おおまかには、次の三つの時期に分けられると思ふ^⑮。

第一は大化以前、第二は天武賜姓以前、第三は天武賜姓以後である。勿論上限を五―六世紀におき、下限を八世紀初葉

とする事はいうまでもない。この三期は、神統譜の性格上、

王権の危機と昂揚の中で、更に細かく分析されるべきであら

う。例えば、古事記下巻の敏達天皇条の帝紀的部分の系譜

に、舒明天皇のみ「生御子、坐三岡本宮、治天下」之天皇、

次中津王、次多良王」等と記す如き、天武天皇の父君とは

いえ、こうした系譜の書かかれた時期の一時点が舒明朝で

あつたとも考える事ができるわけである。この時点を、今

は他の一つの方法によつて考察してゆく事とする。

三 タケミカヅチの位置

系譜の内部よりする一応の見透しの上に、更に説話群自身よりする、神統譜の形成期の考究が、その成立の時点の一つを確める為に必要である。先には主として、神の後裔たる氏族の現在より推論したが、ここでは、その祖先となり神となるものの形成より論じてゆく。この問題に接近してゆく為に、国譲り神話を取りあげる。

この神話を選んだのは、決して偶然ではない。実はこの神話は、日本神話の有する高天原系神話グループと出雲系神話グループとの結節点に位置しており、記紀の神統譜形成の上に重要な役割を演じているからである。日本の神話が、他の国や民族の神話に比して、きわめて歴史的展開をとつていることは、見失う事のできぬ問題である。即ち一つ一つの神話は、それ自体としての意味の他に、他の神話群とも関連性をもつて存在するのである。従つて神話の主体である神格を統一づける系譜的關係も、直接間接に物語られてゐる。その中で、最も重要な高天原系・出雲系の両神話グループを体系づけているのが、国譲り神話であるわけだ。

国譲り神話は、大國主命（オホナムチの神名が本源的なもの

第二表

古 事 記	紀 書					出 雲 風 土 記	播 磨 風 土 記	國 造 神 賀 詞	遷 却 祭 祝 詞	古 語 拾 遺	万 葉 集
	上 の ⑥	下 の 本 文	下 の ①	下 の ②	下 の ③						
④	○					○					
⑤	○					○					
⑥	○					○					
⑦	○	○				○	○			○	○
⑧	○		○	○	○	○			○	○	

と考えている)を中心とする神話群の中で語られているが、大國主命神話の中で最も普遍的な性格を有するものであつた事は、第二表を見れば明白である。―表内の④は稲羽の八上比売の妻どいに関するもの、⑤は須世理比売との成婚に関するもの、⑥は越の沼河比売との妻どいに関するもの

(備考) 風土記以下

の史料には、勿論断片的なものを含んでいる。又出雲風土記の如く、須佐之男命の試練に関するものは伝えないが、須世理比売の事見ゆるものは関係ありとして○印を付す、尚分類は古事記を中心としてので、④―⑧以外の所伝はここでは採らな

の、⑩は少名彦名との國造り、⑪は國譲りの各神話である。―

此の表の中④より⑧までは妻どいを中心とするもの、⑩⑪は國土を中心とするものであるが、神話としては本源的と思われる妻どいに関する所伝が少く、⑩より⑪へと古典上における残り方は漸増している。そして④―⑧のものが記と風土記(出雲)に関連して存在する事の背後には、風土記編者が古事記の所伝に附会したことがあるのか、あるいは古事記述作者が出雲地方の伝承を編入したのか、その速断は容易にでき難いが、風土記における所伝が地名伝説であり、古事記が独自の内容を有している事実は否定できず、作為説や類型説には遽に賛同し難いものがある。⑩國作り神話は、④―⑧に比すれば、かなり多いが、それでも⑩には及ばない。この稀少さを作為性に求める論者も少ないが、日神の子孫の統治以前にオホナムチの國作りを記すという、神代史的でない構成の背後には、その背反性を支える、國作りの過程を反映する伝承の根づよさを考えるべきであろう。出雲國風土記や神賀詞の他に万葉の宮廷詩人が「おほなむちすくなひこなひの神代」と歌い「おほなむ

ちずくなひこなかみの作らしし」と詠ずる前提^⑮としては、播磨風土記に壱岡の地が両神によつて作られたことを記し、又後の記録にも両神の事が伝えられるという、永い伝承の事実を考えずには理解できない所である。「国作大己貴命」(神代紀)「宇志波邪流、註略、葦原中国」(神代記)と、天孫の統治以前に大国主の国作りを認めざるを得ない程、この神話は国土形成のプロセスに根ざしたものと見えよう。このように見ると、⑮の普遍性の特異さが、改めて注意される次第である。

国譲り神話については、これまで幾多の先学が論じられてきた。作為説、文化圈説、史実説等々、その数は夥しいもののにぼる。立論の立場を明確にしておく為に、此等の中から代表的なものを選んで、その正鵠を得るものかどうかを確かめておく事が必要である。

④ 作為説 津田博士の所見が、最も代表的であるが、博士は宗教的な悪神退治物語と歴史的事実の基礎のない大國主統治神話の曖昧な統一であると考えられている。^⑯勿論国譲りの政治性は十分に認めなければならない。しかし作為とのみ断定するには、国作り神話が、クニの成立に関連する物

語である事を考えるものにとつては、直ちに賛成する事ができぬ。作為の裏にある一定の国土形成の過程を推定する事は、第一表の説明に述べた通りである。出雲の国のクニ作りが、①で中つ国の国作りに変改されたコースは、考慮されるべきであるが、そこに何等かの歴史事情の投射を、宮廷儀礼を媒介として考えるべきだと思ふ。

⑥ 文化圈説 この所見は、かの騎馬民族論以来、松村博士にまで、継受されている考えてある。北方系民族が、先住異族である南方系民族を征圧したか、混淆した事情を背景に推定する。^⑰この見解は意表をつくものであるが、今日の考古学的知見は、その論証し難い事を明らかにしており、文献の方からも肯定すべきものを欠く。神話のタイプカルな対照や類型が相応しいものであつても、文化の同質性や類似性、乃至その重層性は、即ち民族の同一性あるいは民族の混淆を意味するものとは限らない。受容の主体的条件や荷担者の内容を今以上に論証する必要があるのではないか。文化のトレーガーを民族に求められる所にひとつの大きな難点がある。

⑦ 史実説 この立場は論者によつてニエアンスが異つて

おり、同一には論じられない。しかし歴史的事実の反映を考えるとする立場は共通している。その多くが歴史家である事も興味深いが、代表的なものとして次の三つの論点をあげうる。

(1) 出雲は農民よりなる被治者の世界を、高天原は支配貴族の世界を意味し、後者を統一する事情を神話体系に位置づけたとする見解^②である。

この指摘は、従来の神話研究に一視角を与えたものであるが、出雲神話が、第二表に見る如く、出雲地方に広く分布しており、しかも国土性を有している事実は軽視できないものがあつて、被治者一般と解するには、解決できない問題が残される。

(2) 本来大和に居住した出雲族が、後出雲国に本貫を移したという歴史事情の反映を考えられる意見がある^③。

この説は、畿内出雲氏と出雲地方の出雲氏との関係を合理的に説明し、三輪神と大國主とのつながりを解釈せんとする試みとしては、独自のものである。けれども三輪山信仰の中心が大己貴命であり、その率斎氏族が出雲氏であつた事を断定する為には、大物主や磯城氏との関係が、尚論証

されねばならず、又事代主とは違つて、大穴持命信仰が風土記、神賀詞にみるように、出雲地方に伝えられている事実は、単に信仰圏の移動のみではわり切れない問題を内包している。大和に信仰圏と信仰団を有するものが、他の辺境に同じ信仰圏と信仰団を持つている場合が、古代には多く存在する。例えば北九州におけるムナカタ神とムナカタ族と大和におけるそれ等の如くである。ムナカタ神の場合には、北九州の族神であつたムナカタ神が、後に国家神としてヤマト朝廷の祭祀圏の内部に導入され、大和へ移動するわけだが、出雲と大和の関係もやはり^④とは逆のコースを考へるべきではなからうか。古代の信仰圏が、地方族長の采女貢進等を通じて、ヤマト朝廷の信仰圏に統合されてゆく過程を思ふ時、こうした事情こそ一般的であつたと考へる(第四節参照)。

(3) オウの出雲氏が、キヅキの勢力を滅して、国造となつた事実の反映とする論説^⑤がある。

この所論は、記紀の伝承や神賀詞、部体制の関連より、鋭い史眼から下された結論であるが、若干の疑問がないわけではない。記紀神話についていえば、国譲りの舞台がオウ

ではなくキヅキである事が事実であつたとしても、限られた史料の中からは、オウとキヅキの對抗関係を論証する史実に乏しく、文化や部体制の相違から決定的な結論を、政治圏の対立あるいは征庄に導きだす事は、まだできないのではなからうか。例えば神賀詞には、オウとキヅキの両大神が併記され、平定された側のキヅキの大穴持命の優位と主体的な活躍が述べられている事等、政治圏の交替現象では説明できないものがある。熊野と杵築が異質のものであるとすれば、こうした融合と杵築の大神の優位を別に論定する必要が起つてくるわけである。まして神賀詞の成立が、比較的新しいとすれば、史料的にもこの方面の再検討が要請されてくる。

この他にも英雄時代の伝統の上に、神話の分析を進めたもの等、論考がないわけではないが、最近の代表的所見は以上によつて一応要約されるものと考えられる。このように論理を進めてくると、やはり国譲り神話の史的背景としては、五世紀前後の頃ヤマト朝廷に服属していつた出雲地方のあり方を考える立場が、必ずしも不当のもてない事を、ほぼ認めざるを得なくなる。

そこでこの点を更に実証し、神統譜の形成を見究める為に、神々の世界に視角を移す。国譲り神話が、古典にどのようなに残っているかをよく見つけてゆくと、その所伝が不統一である事に気づく。第一に命令神がまちまちである。古事記においては、高御巢日、天照大神となつているが、書

第三表

派 遣 神	古 事 記	紀 書			神 賀 詞	遷 却 崇 神	古 語 拾 遺
		本 文	①	②			
天 穗 日 命	1	1			1	1	
建 三 熊 之 命		2				2	
天 稚 彦 命	2	3	1		1	3	
建 穗 槌 神	3	4	2	1		4	1
経 津 主 神		4	2	1		4	1
天 夷 鳥 命					2		
天 鳥 船	3						

(備考) 番号は記載順及び派遣順を示す。

紀本文では、高皇産靈尊のみであり、遷却崇神祭祝詞等は、神漏伎・神漏美となつてゐるが如くて

ある。第二に派遣神がこれ亦一致を欠いている。これを表に示すと第三表のようになる。

この表によつて解る事は、凡そ次の通りである。

①派遣神の中、多くの書が、その最も活躍する神として、タケミカヅチをあげているのに対して、出雲国造神賀詞や書紀の第六の一書は、タケミカヅチをあげていない事である。

②その最も整つた形態として、書紀本文と遷却崇神祭の祝詞が、全く同一の神名、派遣順となつていている事である。

③一回きりしか派遣神を記さない書紀の第二の一書、及び古語拾遺は同順の派遣神としてタケミカヅチ、フツヌシを記す事である。

命令神と派遣神のこうした異同は、いつたい何によるものであろうか。命令神については、書紀本文のそれは、省略法によるものであり、遷却崇神のそれは、多くの祝詞が用いる抽象化された祖神であると見る事もできるが、派遣神の問題に内在するものは、より複雑な要因であると思われる。①②③を通していえる事は、タケミカヅチを主神とし、フツヌシを従神としてその活躍を認めるのが国譲り神話定著時の最も完成した認識であつたと考えられる事である。とりわけ遷却崇神祭の祝詞が、奏上体祝詞であり、

祈願式である事は、式祝詞では新しい形式に属するものである事を思えば、宮廷における最も高次な神観は、書紀本文のそれであり、同時にそれが神代史述作者にとつては整備せる形態であつたに違いない。

古事記がタケミカヅチをあげて、フツヌシを記さないのは、古事記自身が同神説をとつており、神代記神生みの条に「次建御雷神・亦名建布都神」等と記す事によるものであろうが、これに対して書紀・古語拾遺等は明かに異神説をとり、この異神説の方が、より後代に通用する神観念であつたようである。この点は宣長翁が「別神としたるぞ甚異なる伝へには有りける」とし、又今日の学者が「自然現象としての雷の神格として、ついでこれが剣との連想によつた」とされ、「光る靈物」の意味であるといわれるように、原初形態は同一神視していたといつてよい。従つてタケミカヅチ・フツヌシは、同じ類型に属する神である事だけは、断言しうるわけだ。神賀詞がその意味では、フツヌシをあげる事は、必ずしもタケミカヅチを否定した事にならないわけである。第六の一書は、断片的記載であるので、今は問わないが、ここで大切な事は神賀詞が、そうした神

代史の觀念に對して、活躍神の中心をアメノヒナトリとし、フツヌシを従者としてゐる事である。つまり神代史の構想の中におけるタケミカヅチの優位が否定されてゐるわけである。しからばなぜこうしたタケミカヅチの優位とヒナトリの主張が見られるのか。ここに祖先神の神代史における位置が、実は神統譜展開の上に大きな意味をもち、又それが現実の氏族の「今」を規定する問題である時点が存在する。

まずタケミカヅチの問題より分析してゆこう。記紀神話体系の中で、國讓り問題の占める意義はいうまでもなく大きい。それは後述の如く、ヤマト朝廷への出雲氏の服屬を史的背景とするものと思われるが、その中でタケミカヅチが重視されている事は、この神が最大の活躍神である事を見ても推察される。タケミカヅチが、神代史にあつて忘却し得ぬ存在であつた事は、この神が國讓りのみではなく、後の記載にあつても、常に「中つ國の言向け神」である事を再度記録し、その活躍を確認してゐる事実^①に明かである。即ち神武東征に関する記紀の条の如きがそれである。高倉下という熊野の族長に、建御雷神が中つ國を言向けた時

の劍を下し与えるという説話である。ここでも命令者と毒氣の發現者が、記紀で若干の差を示しているが、両書が共通してタケミカヅチの言向けを、再現し強調してゐる事に變りはない。

こうしたタケミカヅチの神代史における活躍は、何を背景するものであるのか。

四 中臣氏と出雲氏と

神格の形成と發展には、もとより祭祀団のあり方と儀禮の發展とを考へておかねばならない。タケミカヅチの問題を論ずるに當つても、この点を見定める事が必要であらう。

タケミカヅチの祭祀団としては、中臣氏及び中臣部があつた。勿論イカヅチの神社というのは、平安中期以前において宮中及大和・伊勢等に神社として祭られており、社名としては火雷、氣吹雷、雷電等がある。がしかし、その祭祀神は不明であり、記紀神話に見えるタケミカヅチ所祭神社とは速断できないものばかりである。ところが中臣氏の祭祀するタケミカヅチ及びフツヌシは、書紀に「此神今在乎東國織取之地也」と述べ、古語拾遺が「今下総國香取

神是也」とし、「今常陸国鹿嶋神是也」とする神であり、明かに神代史に活躍するタケミカツチの神であり、フツヌシの神である。

常陸地方の地方神が、古代中央貴族である中臣氏の奉斎神となつたのはいつかという事が一つの鍵であり、又地方神である鹿嶋や香取の神が、神代史の中にこのように中央神化する時期は、いつたいいつかという点が他の一つの鍵である。

垂仁紀二十六年の条には、既に中臣の祖として大鹿嶋の名が見えているが、上・下総から武蔵にかけての地方が、ヤマト朝廷の勢力下に入つたのは、皇室直屬部民である藤原部・孔王部・春日部等が設定された五一六世紀の時と思われる。この事は関東における古墳の多くが五世紀以後のものである事や、初期のヤマト朝廷の支配地として重要な位置を占めていた県の分布が、関東地方には稀少である事からも、その事が傍証される。従つて中央と常陸地方が、具体的な関係をもつようになつたのは、五世紀以後であると考へてよいであろう。

常陸風土記によれば、孝徳天皇の己酉(六五三)の年、

中臣鎌子・中臣部鬼子等が香島郡内に神郡を置き、香取神が祭られている事を述べている。鹿嶋郡内にも中臣があつた事は、「常陸国鹿嶋郡中臣部二十烟、占部五烟、賜中臣鹿嶋之姓」という記録から遡及できる所である。少くとも七世紀中葉以前に、中央の中臣氏と鹿嶋・香取の関係があり、中臣部が設定されていると推論する事が可能である。

春日社の祭神として、又中臣氏の祖神として明確化するのは、文献の限りでは八世紀初葉以前である事が認められる。即ち公事根源・二十二社注式等によれば、神護景雲二年にはその事が見え、神宮雜例集卷一によれば、和銅二年には祖神として祭祀されている事が解る。氏神として鹿嶋・香取が奉斎された事も、「藤原朝臣維病、叙其氏神鹿嶋社正三位、香取神正四位上」とあるのを見れば、疑えない事実である。

それならば七世紀中葉―八世期初葉以前というが、神統譜の中に、中臣の祖神としてタケミカツチが位置づけられ、天児屋根命と並んで中央神化し、高天原神系の中に位置づけられたのは、いつ頃の事であろうか。ここで我々は、中臣

氏の發展過程を古代史の内部に省みる必要に迫られてくる。

中臣という名義については、「神と君との御中を執持ちて申す職^②」という事がいわれている。確にそれは、宮廷祭祀を掌る伴造の一種であつた。こうした職掌が重要な意味を持つようになるのは、ヤマトの王権が確立し、宮廷儀礼が整えられてゆく、五世紀の頃からであらう。記紀によつて見ると、中臣氏が古くより宮廷祭祀官の役目を荷つてきた事は、垂仁記や垂仁紀廿五年の条にある中臣探湯主のト占管掌の記事、神功前紀の中臣烏賊津使主の宮廷審神者の記事、あるいは仲哀紀九年の条に記す四大夫の一人としての中臣氏等の記載に参照できるが、実はその後暫く五世紀後半から六世紀前半の中央政界には、名を見せず、むしろ平群・蘇我・物部・大伴諸氏が中心的氏族であつた。履中紀二年の条に見える中臣氏の如きは、下級官人にすぎなかつた。連姓をもつて中央政界に名を連れるのは、欽明―敏達の間になつてからである。六世紀後半に入つてよりの事である。宮廷祭祀に關係が深かつた中臣氏は、物部と共に崇仏論争に加わり、排仏派に介入している。蘇我氏の分裂政策によつてか、物部とは最後までその行を共にしてはいないが、こ

れ以後中臣氏は、宮廷祭祀の上に中枢の地位を確保している。こうした中臣氏の政界における地位の向上は、継体―欽明朝の内乱^③の中で危機を迎えた、王権の強化策として宮廷祭祀の政治的課題が、愈々昇つてきたものによると考へる。恐らくは、六世紀後半より七世紀前半にかけての中臣氏の宮廷祭祀官としての地位の確立を背景に、中央中臣氏との關係深い、鹿嶋・香取両社の祭神が、タケミカヅチ・フツヌシとして投映され、中央神化のコースを辿つたのであらう。こうした前提の中に「神郡」設置が実現するのである。

中臣氏が、中央政界の中で確固不動の權威を握る事となつたのは、いふまでもなく中臣連鎌子の活躍以後である。ところがここできわめて注目すべき事件が起つている。それは皇極天皇三年（六四三年）、彼が神祇の長官就任を拒否したという事件である。高市郡に出自を有し、美氣古の子として、当然宮廷祭祀官としての最上の地位を繼承すべきに拘らず、固辞して三島の別業に退き、改新の計画をめぐらした。これは単に反政府的行動をとつて、改新準備をなしたものとのみ断ずる事はできない。何故なら彼は改新後も神祇の長官には就任せず、藤原を称しなその子孫は、

大中臣を賜姓された一族とは異つて、祭祀を担当しない。神護景雲三年には、明白に神祇官の家と政治の家とが分立している事が解る。

このような中臣鎌子の宮廷祭祀への新しい姿勢の背後には、宮廷祭祀官としての実質上の力が中臣氏によつて築かれており、推古紀廿年、堅塩媛の改葬に當つて中臣宮地連が、大臣の誅辞を奏するといふが如くに、宮廷儀礼の中心部にその一族が勢力を占めていた事情を推定し得る。さればこそその一族は、鎌子の神祇の長官辞退後も、天智紀九年の条に見えるように祝詞を奏し、同十年には神事を宣り、天武紀二年の条に記すが如く、大嘗祭に「侍奉」するわけである。かく觀察し来れば、春日祭の祝詞にいわたる「鹿島坐健御賀豆智命」が神代史上にその位置を築くのは、少くとも上限を六世紀後半とし、下限を七世紀中葉とする時期である事をほぼ推定し得ると考へる。とすれば「神統譜の成立期」でのべた第一期は、少くとも神代史述作のこの部分に関しては、上限をより下げうるものとならう。この事は、継体・欽明朝の内乱と神統譜の定着を考察する事を可能にする。最後に今一つ論じておかなければならぬ問題がある。こ

れは出雲国造神賀詞のアメノヒナトリの主張である。いはばここでは、神代史の構想に対決する姿勢がとられており、フツムシはあくまでも従であつて、国譲りの活躍神は、古事記分註系譜においても、神賀詞においても出雲氏の祖神と考えられている、ヒナトリとされている次第である。ここにも独自の神統譜を物語り、ヤマト朝廷への従属の誓内部において、自己主張をとげようとする、異つた神統意識の昂揚を見出す。

古代のヤマト朝廷にあつて、出雲の祭祀圏は、無視すべからざる存在であつた。それはかの崇神紀六十年七月の条の有名な説話を見れば端的に示されている。それによると①武日照命(天夷鳥命)の天より持ち来つた神宝が、出雲祭祀圏の象徴であつた事。

②朝廷が重大な関心を示し、出雲振根の不在中に奉獻せしめて、兄弟争いを起した事。

等を述べているが、①の所伝は垂仁紀二十六年の条にも、出雲神宝の檢校の事としてあり、その重視の程が察せられるが、その神宝の持参をアメノヒナトリとしている点も、出雲氏の遠祖として天穗日命と共に重要な神格であつた事

が解る。

考古学上の知見にもとづく、出雲地方の古墳の多くが五世紀以後のものであり、畿内との交渉が一般化するの、かなり後のようであるが、古代文化圏が多くの場合政治のあり方と未分化であつた事を思えば、政治交渉もその前後と考へる方が妥当であり、仁徳前紀に見える倭の屯田司出雲臣の説話の如きも、五世紀前後以降に出雲氏の一部が、ヤマト朝廷直轄地の管掌者になつた事情を物語るものといふべく、屯田設置の時を垂仁朝とするに拘らず「臣之不_レ知」とするのは、出雲臣の管掌者になつた時期のそう古くない事を意味するものである。国譲り神話の史的背景を前節において研究したが、この観点は叙上の点からも支持しうるものである。

五世紀前後のヤマト朝廷への服属後も、出雲氏の遠祖ヒナトリの命は、出雲氏の神統譜には生きつづけている。ところが記紀神話体系では、これを軽視し、その活躍を位置づける事をしなかつた。ここにも宮廷祭祀の場における中臣氏の立場とヤマト朝廷の従属下にあつた出雲氏の立場とが、対照的に示されている。八世紀より十世紀にいたるま

て、国造新任に當つて神賀詞の奏上を通じて、出雲国造の従属確認と神宝献上が続けられたのであるが、その中で猶アメノヒナトリは、出雲国風土記に見える如く主張される。ヒナトリは出雲地方に生きる神として伝えられ、神賀詞にその功績が語り続けられているのである。こうした所にも記紀神統譜の形成の中で、まがりなりにもその伝承を守り続けんとし、独自の主張を貫こうとするものがあり方を示すものがある。国造制が他の国とは異つて強固に存続し、その祭祀が重要視された背後には、祭祀の形式と内容を守り続ける祭祀団の存在を改めて考えざるを得ない。

五 神統譜の問題点

ヘーシオドスの神統紀と記紀を中心とする日本の神統紀の相違は、以上の論述の中からはほぼ明かになつたと思う。神統譜の完成が、天武朝をピークとする神権的な權威の昂揚を背景とした事は、疑い得ない事実である。しかし宮廷史局の作為は、何もその時に始るわけではなく、五世紀以後の王権世襲の発展と朝廷政治力の危機と拡大の中で、宮廷儀礼を場として不断に形づくられてきているわけである。

仁徳紀四十一年の条には「郷土の出づる所を録さしめた」事を記し、履中紀四年の条には「言事を諸国について記さしめた」事を述べている。此等の記事は、勿論そのままに信憑できないが、江田古墳大刀銘や隅田八幡鏡銘をみても明らかのように、五―六世紀には、既に文字が用いられており、倭の五王の系譜にみる如き、世襲王権の系譜が作られつつある事も肯定してよい所である。欽明紀二年の「帝王本紀多有古字」と記す、古字の用法やあるいは前後の次を失うという文意の中からも、朝廷系譜のかなり古いものである事を推論しうる。このような古字の帝紀が、諸家の本辞と一本化してゆく時期は、継体―欽明のあの動乱期及び推古―舒明の改新プロログの時期、及び孝徳―天智期の改新の発展・修正期、天武―元明・元正期の皇族政治の展開過程がそれぞれに重要な時点となつていたと思われる。

その皇室系譜への集中過程が、決して単純な述作や一時期の作為によるものでない事は注意すべきであり、地方祭祀が宮廷祭祀に集中してゆくプロセスと対応するものであつた事を理解すべきである。神統譜の一本化―その故に亦完全な系譜たり得る事の難しさは、書紀述作の時に

すら、天智天皇の即位年月に關して、天智紀七年正月の条に「或本之、六年歲次丁卯三月」の異説があるのを見ても解る次第である。帝紀の中でも最も大切な事項すらかくの如くである。いわんや複雑な政治情勢の中における氏族の地位と力關係の盛衰を背景に、神統譜の展開がなされていつた事を思えば、それが決してスムーズなコースでなかつた事は、多言を要しないと思われる。又その故にこそ、神統譜の成立が、天武朝以後において最終的述作がなされる事を認めながらも、これを一律に論ずる事の危険を反省するものである。

今日の神統譜をアプリアリに、天皇制イデオロギーの所産とのみ断定する事も、又そのプロログの純粹さのみで、民族的文化遺産として把握するのも、事の眞実を見失う事になり易い。その両者を歴史の發展過程の中で改めて見直す事が、古代史研究前進の爲にも必要ではないか。津田博士によつてきり拓かれた古事記や日本書紀の研究が、戦後石母田氏等によつて、作為の背後にあるもの―英雄時代の追究となつて、津田史学の克服が試みられてきた。その道は必ずしも安易な道とはいえないが、作為説の実態を更に

深く掘り下げて、真実なるものへ迫つてゆく道が、今後とも
つと研究されてゆくべきではないか。本稿は、そうした試
みのひとつの具体化である。先学の成果を、私なりに受取
りたいと考え批判をなしたのも、こうした観点を押し進め
たいと考えたからである。大方の御教示を願つて止まない。

— 一九五五・七・二〇 —

- ① 拙稿「ヤマト國家の胎動」(日本考古学講座第四卷)
- ② 同右「宮廷壽詞の成立」(一九五五年歴史会秋季大会発表)
- ③ 敏達紀十四年・舒明紀十三年・皇極紀元年十二月の各条、天
武天皇の殯宣行事は、長期間であり、誅も律令官司に及んでい
る。
- ④ 武田祐吉「古事記説話群の研究」(文献による本辭の伝承)
- ⑤ 同右「古事記研究」(帯記攷)(歴代御記における帯記の原
形とその用字法)
- ⑥ 梅沢伊勢三「書紀より古事記へ」(文学十六の九)その他「古
事記の撰録における削偽定実の問題」(芸林三の六)「原日本
書記の記学」(日本歴史四三)等がある。
- ⑦ 拙稿「上代氏族系譜の形成過程」(国史学五十五)
- ⑧ 「等之祖」の形式には、命者(凡川内國造中略三枝部造等之
祖、というものと命此者(大伴連)等之祖、命此者(出雲國造
中略遠江國造)等之祖がある。
- ⑨ 折口信夫「古代研究」(国文学篇)(古代民謡の研究)

- ⑩ 前掲「上代氏族系譜の形成過程」(国史学五十五)
- ⑪ 拙稿「天武期における政治と文学」(文学十九の十二)で八色
新姓が、天武十三年に先行するものである事を指摘しておいた。
- ⑫ 井上光貞「日本古代史の諸問題」(大和國家の軍事的基礎一
七二頁)
- ⑬ 平群臣・久米直等、古き代に勢威ありしものをいう。但し、
新興氏族名の多い点は注意すべきである。
- ⑭ 書紀の書法では、新姓授与後は、新姓で記すのを原則として
いるが、天武十三年に宿禰となつた猪俣連、三宅連が、その直
後の記事では、依然連姓であるような例外的なもののあること
尚分註は「原則として本註」の立場が正しいと考えている事を
附記す。
- ⑮ 万葉集(卷三・卷六・卷七・卷一八)
- ⑯ 播磨風土記(神前盟阿里的条)
- ⑰ 続日本後紀(嘉祥二年)文徳実録(斉衡三年)
- ⑱ 津田左右吉「神代史の研究」(オホナムチの神の物語)
- ⑲ 江上波夫「日本民族文化の源流と日本國家の形成」(民族学
研究十三の三)
- ⑳ 松村武雄「日本神話の研究」(第一卷第二章第三目)
- ㉑ 小林行雄「古墳時代における文化の伝播」(下)(史林三十
三の四)
- ㉒ 肥後和男「古代伝承研究」(四章)
- ㉓ 田中卓「古代出雲攻」(芸林五の一—三)
- ㉔ 深溝徳味「古代ムナカタ神の起源について」(西日本史学十)

- ②5 井上光貞「国造制の成立」(史学雑誌六十の十一)
- ②6 難波喜造「出雲神話の巨人たち」(文学二三の七)
- ②7 本居宣長「古事記伝」(巻五)
- ②8 和歌森太郎「日本古代社会」(第二章第二節)
- ②9 三品彰英「布都之御魂考」(青丘学叢十)
- ③0 延喜式(神名帳) 宮中・大和国・伊勢国等に所祭社あり、フツ神社には阿波・伊勢国等に神社名見ゆ。
- ③1 小林行雄「前掲論文」(上) (史林三十三の三)
- ③2 拙稿「アガタ及びアガタマシの研究」(国学院雑誌五十四の三)
- ③3 続日本紀(天平十八年三月の条)
- ③4 神宮雜例集(巻一、中臣氏祖神の条)但し、この記事には「都在ニ奈良京之時」とあつて、和銅三年より前年に奈良京の事を記しているが、造管中の意味か、あるいは誤記か留保すべきもがある。
- ③5 続日本紀(宝龜八年七月の条)
- ③6 本居宣長「古事記伝」(巻十五)
- ③7 林屋辰三郎「継体・欽明朝の内乱」(立命館文学八八)
- ③8 続日本紀(神護景雲三年六月の条)
- ③9 出雲国風土記(意宇郡・秋鹿郡)にも布都怒志・和加布都怒志と見え、あるいは物部経津等とあつて、フツマシが見えぬわけではないが、神賀詞では主神でない事を注意したい。
- ④0 山本清「遺跡の示す古代出雲の様相」(出雲国風土記の研究)

新入會員

- 五百木 遠治
- 今井美智子
- 今泉 朔郎
- 大井 謙一
- 岡崎 正孝
- 加藤 英次
- 加納和 三郎
- 河内 良弘
- 菊谷 進
- 北山 茂夫
- 楠山 修作
- 熊本県立阿蘇高校
- 熊本県阿蘇郡一宮町
- 小山田 義雄
- 酒井 一
- 清水 誠
- 豊田 元彦
- 中田 易直
- 西岡 元二
- 西野 伸
- 橋本 幸雄
- 服部 清子
- 林 幹弥
- 平中 岑次
- 堀田 修治
- 増淵 龍夫
- 三谷 敏雄
- 山内 正博

The Development of Theogony in Kiki (記紀)

—family genealogies and positions of gods—

by Masaaki Ueda

The final settlement of the theogony of Kiki was most certainly accomplished in the course of the end of 7th century through the beginning of 8th century, the dynasty of Temmu having been the most important stage. However, there had been preceding stages. In fact, genealogies had come to be recorded with letters through the period of the establishment and the development of the hereditary kingship, and the unification of the genealogy of the royal family with that of other families had been being made in those years of the crisis and then the prosperity of the royal court. Thus it is necessary to study the earlier stage of the development of the theogony, covering 5th century through the earlier half of 7th century. This essay intends to discuss Ima (present time, 今) in the family genealogies, the division of their growth into three stages, and the earliest and the latest periods of the development of the theogony. From the study of the family genealogies in Kiki, the relation between Takemikazuchi-no-kami and Nakatomi-uji, and that between Amenohitonari-no-mikoto and Izumo-uji, it has been clarified that the period of the later half of 6th century through the earlier half of 7th century was important in the course of the settlement of the theogony, which was connected with the rituals at the royal court. Such a complicated development as in the theogony of Kiki makes it differ in quality from Theogonia by Hesiodus and other theogonies.

The Significance of Jokyu-no-Ran (Civil War of 1221承久)

by Masataka Uwayokote

In the study of Jokyu-no-Ran, the Kamakura (鎌倉) Government and the Insei (the rule by ex-emperors, 院政) must not be disregarded. In this connection, however, not only the theoretical discussions but also the investigation of the historical process are necessary.

The Insei was dependent on both Kokuga (governmental lands 國衙) and Shoen (manors 庄園). In this dual connection, as for Kinai (畿内) district, the landlords were for the Insei, while the great temples and nobility of manors were against it.

The establishments of the Rokuhara (六波羅) and Kamakura Governments were not fatally effective on the Insei. However, with them, the economic foundation for the former governing class (nobility) was endangered. Thus the competition among the noble class was promoted. The urgent need of re-unification of former authorities could not overcome the inner struggle of the class.